

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和4年1月7日（金）午前9時30分～午前10時40分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第47号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第48号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第49号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第50号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第51号 農用地利用集積計画書（No. 164）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和3年度第10回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、2番石井委員と4番竹内委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第47号から議案第51号の5議案です。</p>
議 長	<p>議案第47号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、13件議題とします。事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上13件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号33番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>現地確認しました。譲受人が利用権設定で耕作されていた場所です。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号33番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号33番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号34番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>譲受人は現在、徳島県在住で3月に矢掛町へ転入されます。適切に管理できるも</p>

	<p>のと思いますので、問題はありません。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号34番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号34番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号35番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
7 番 委 員	<p>譲受人と譲渡人へ確認しました。譲受人は適切に管理でき、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号35番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号35番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号36番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>譲渡人は現在、倉敷市に在住で、耕作ができないということで譲受人へ譲渡されます。譲受人は適切に管理でき、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号36番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号36番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号37番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>譲渡人と譲受人は親戚関係にあります。譲渡人が高齢のため、譲受人へ所有権を</p>

	<p>移転されます。譲受人は適切に管理でき、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号37番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号37番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号38番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>申請地は譲受人の自宅の隣の土地です。譲受人は適切に管理でき、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号38番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号38番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号39番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>申請地は譲受人の自宅の隣の土地です。譲受人は適切に管理でき、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元農業委員から意見がありました。事案番号39番につきまして、他に意見はありませんか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、事案番号39番につきましては、許可と決定します。</p>
議 長	<p>事案番号40番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>
8 番 委 員	<p>確認しました。譲受人は適切に管理でき、問題ないと思います。</p>

議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号40番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号40番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号41番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番 委 員	確認しました。譲受人は適切に管理でき、問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号41番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号41番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号42番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	現地確認しました。申請地は譲受人の自宅の隣地です。現在は保全管理ですが、譲受人は適切に耕作されると思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号42番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号42番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号43番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	現地確認しました。申請地は譲受人の自宅の隣地です。現在は保全管理ですが、譲受人は適切に耕作されると思います。問題ありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号43番につきまして、他に意見はあ

各委員	りませんか。 (異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号43番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号44番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2番委員	現地確認しました。譲受人は適切に耕作されると思います。問題ありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号44番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号44番につきましては、許可と決定します。
議長	事案番号45番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
3番委員	譲受人及び譲渡人の双方が合意しています。譲受人はブドウの栽培をされるということで適正に管理されると思います。問題ありません。
議長	地元農業委員から意見がありました。事案番号45番につきまして、他に意見はありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議がありませんので、事案番号45番につきましては、許可と決定します。
議長	議案第48号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について 、2件議題といたします。事務局から説明します。
事務局	(議案朗読説明)

以上2件について、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。

総会次第に現地確認写真を載せております。

なお、事案番号20番の埋蔵文化財発掘の届出については、令和3年12月10日付けで県教育委員会から町教育委員会に対して、発掘可である旨が通知されています。矢掛町所有公共用財産の用途廃止申請については、申請中です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

事案番号19番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

1 番委員

現地を確認しました。申請人の祖父の代に転用されていたようです。なお、始末書の提出がありました。被害防除計画書のとおり、排水等も特に問題はないと思います。

議 長

地元農業委員から意見がありました。事案番号19番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、事案番号19番につきましては、許可と決定します。

議 長

事案番号20番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

2 番委員

太陽光発電の申請です。現地を確認しました。現在は保全管理の状態です。被害防除計画書のとおり、排水等も特に問題はないと思います。

議 長

地元農業委員から意見がありました。事案番号20番につきまして、他に意見はありませんか。

各 委 員

(異議なし)

議 長

異議がありませんので、事案番号20番につきましては、矢掛町所有公共用財産の用途廃止申請の許可日と同日付けで許可処分を行うことを議決します。

議 長	議案第49号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号21番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>事案番号22番は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号21番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
8 番 委 員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水等も特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号21番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号21番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号22番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番 委 員	譲渡人は現在矢掛町に住んでおらず、農地の管理ができません。譲受人と譲渡人の双方で話をし、露天資材置場へ転用されます。被害防除計画書のとおり、排水等も特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号22番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号22番につきましては、許可と決定します。

議 長	議案第50号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、1件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red;">事案番号2番は、第1種農地ですが、農地法施行規則第35条の第1種農地の例外許可規定「既存施設の拡張」に該当します。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号2番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番 委 員	現地の確認をしました。申請地は借受人所有地の隣地で、露天駐車場に転用されます。被害防除計画書のとおり、排水等も特に問題ないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号2番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号2番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第51号 矢掛町農用地利用集積計画書(No. 164)(案)の決定に対する意見について、事務局から説明します。
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red;">議案第51号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> (計画の内容について説明)
議 長	議案第51号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、議案第51号について、「異議なし」と決定します。
議 長	次に4.各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(2) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
議 長	(3) 農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
三谷地区 推進委員	事案番号2番から6番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号7番から9番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号10番について、確認しました。問題ありません。
小田地区 推進委員	事案番号11番、12番について、確認しました。問題ありません。

議 長	(4) 農地転用の工事完了報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
4 番委員	矢掛地区について、確認しました。問題ありません。
1 番委員	山田地区について、確認しました。問題ありません。
8 番委員	川面地区について、確認しました。問題ありません。
2 番委員	中川地区について、確認しました。問題ありません。
議 長	(5) 農地転用の工事進捗状況報告について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
1 番委員	山田地区について、確認しました。完了時期は令和4年度中です。
8 番委員	川面地区について、確認しました。完了時期は令和4年9月です。
2 番委員	中川地区について、確認しました。完了時期は令和4年度中です。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。